

小矢部市公害防止条例  
昭和47年12月27 日条例第29号  
小矢部市公害防止条例

(目的)

第1条 この条例は、公害対策基本法（昭和42年法律第132号）の趣旨にのつとり、法令及び富山県公害防止条例（昭和45年富山県条例第34号。以下「県条例」という。）に特別の定めがあるもののほか公害の防止に関し、必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、生活環境の保全を図り、もつて市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭等によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

2 この条例にいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。

3 この条例において「特定施設」とは、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項に規定するばい煙発生施設、同条第5項に規定する粉じん発生施設、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第2条第1項に規定する特定施設及び県条例第2条第4項に規定する特定施設をいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴つて生ずる公害を防止するため、その責任において必要な措置を講ずるとともに、すすんで環境浄化に努め、市長が実施する公害防止に関する施策に協力しなければならない。

2 工場又は事業場（以下「工場等」という。）を新設し、又は増設しようとする事業者は、当該工場等に係る公害発生の防止対策及び環境の保全対策について、あらかじめ市長と十分協議しなければならない。

3 事業者はその工場等に設置する施設が特定施設に該当しない場合若しくは当該特定施設を定める法令又は県条例で定める規制基準の適用されない特定施設である場合であっても、その施設が公害を発生させるおそれのある場合は、除じん施設、浄化槽、防音施設、脱臭施設等を設置するなど適切な措置を講じて操業しなければならない。

4 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物をその責任において適正な処理をしなければならない。

(市長の資務)

第4条 市長は、公害の防止に関するあらゆる施策を策定し、これを実施するとともに、公害の発生源を監視指導し、公害の発生原因の調査研究等を行なうことにより、市民の健康を守り、安全かつ快適な生活を確保されるよう努めなければならない。

2 市長は、前項の規定による監視及び調査の結果、明らかになった公害の発生状況等を必要に応じて市民に公表しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、公害の発生状況等を監視するとともに、市が実施する公害防止に関する施策に協力しなければならない。

(特定施設の届出等)

第6条 特定施設を新設、増設又は、変更しようとする事業者は、あらかじめ規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 騒音規制法第2条第3項に規定する特定建設作業を行なおうする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3 第1項の届出をした事業者は、その届出に係る工事が完成したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

4 特定施設を廃止した事業者は、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(経過措置)

第7条 一の施設が特定施設となった際、現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は当該施設が特定施設になった日から30日以内に規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

(公害防止計画の提出)

第8条 市長は、必要があると認める場合は、事業者に対し、規則で定めるところにより、公害の防止に関する計画の提出を求めることができる。

(公害防止協定)

第9条 市長は、公害の発生のおそれのある工場等をすでに設置している事業者又は設置しようとする事業者と、公害防止に関する協定を締結することができる。

(事故届等)

第10条 事業者は、事故により工場等から公害を発生させ、人の健康又は生活環境に被害を与えたときは、直ちに操業を中止し、又は短縮するなど応急の処置を講ずるとともに、すみやかに事故状況を市長に通報しなければならない。

2 前項における事業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を、当該事故の発生した日から 1 週間以内に市長に届出なければならない。

- (1) 氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）及び住所
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 事故の発生年月日
- (4) 事故の内容及び原因並びに被害防止の応急措置
- (5) 事故の再発防止に関する計画
- (6) その他、市長が必要と認める事項

3 前項の規定により計画を提出した事業者は、その措置を完了した日から 3 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の届出を受理したときは、すみやかにその措置について確認しなければならない。

（指導勧告）

第11条 市長は、事業者が公害を発生させ、又は発生させるおそれがあると認めるときは、その者に対して、公害の防止について必要な措置を指導勧告するものとする。

（報告の請求と立入検査）

第12条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して必要な報告を求め、又は関係職員及び必要に応じて市長が委嘱する者に事業者の工場等に立ち入り、必要な施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により、立入検査をする職員及び市長の委嘱を受けた者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（苦情の処理）

第13条 市長は、公害に関する苦情に、市民の相談に応じ、必要があるときは他の地方公共団体及び関係行政機関と協力して適切な処理に努めるものとする。

（和解、あっせん）

第14条 市長は、公害に係る紛争が生じ、当事者から要請があった場合は、和解、あっせんをすることができる。

2 市長は、前項の和解、あっせんをする場合、当該紛争が重要であると認めるときは、第16条に規定する小矢部市公害対策審議会の意見を聞くことができる。

（援助）

第15条 市長は、小規模事業者が行なう公害防止のための施設の整備改善を促進するため、当該施設の設置又は改善について、技術的な助言、その他の助成援助に努めるものとする。

（公害対策審議会）

第16条 市長の諮問に応じ、公害対策に関し、必要な事項を調査審議するため、小矢部市公害対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織及び委員の任期）

第17条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうち市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有するもの
- (3) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員のうち役職員であることによって任命された委員が、当該役職員の職をはなれたときは、委員の職を失うものとする。

（会長、副会長）

第18条 審議会に、会長及び副会長各 1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき、その職を代理する。

（運営）

第19条 前 3 条に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、規則で定める。

（規則への委任）

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第21条 第12条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3 万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、前条の罰金刑を科する。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（新産業都市の区域の指定に伴う市税の特別措置に関する条例の一部改正）

2 新産業都市の区域の指定に伴う市税の特別措置に関する条例（昭和40年小矢部市条例第17号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（小矢部市各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例の一部改正）

3 小矢部市各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例（昭和37年小矢部市条例第20号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕